資料 7 (参考資料) 用語説明

<総合学科>

総合学科は、普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする学科である「専門学科」に並ぶものとして、平成6年度から導入された。

総合学科の教育の特色としては、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習が可能となること、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視することが挙げられる。このため、「産業社会と人間」、「情報に関する基礎的科目」、「課題研究」の3科目を原則履修科目とするとともに、普通教科及び専門教科にまたがる多様な選択科目が開設されている。

全国的にも総合学科には高等学校教育改革の中心的役割が期待されており、総合学科を設置する学校が通学範囲に少なくとも 1 校は整備されることを目標としている。現在、全国の総合学科高等学校は、平成 22 年度の 349 校と比較して 2 校増加し、351 校となっている。

<総合選択制の高等学校>

従来のような学科の枠組みにとらわれず、生徒の多様なニーズや社会の変化に柔軟に対応することを目的とし、多様な自由選択科目やコース等による幅広い選択を可能となるようなカリキュラム編成を行っている高等学校。複数の専門学科を併置した高等学校の場合、専門科目に自由選択科目を設けることによって、例えば農業科の生徒と商業科の生徒が互いの学科の科目を履修、修得することが可能になる。

平成23年度現在、31都道府県で導入されている。

<学科>

高等学校設置基準による学科は以下のとおり。

- 普通教育を主とする学科(普通科)
- ・ 専門教育を主とする学科(農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理 数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係、その他専門教育を施す学科として適当な 規模及び内容があると認められる学科)
- ・ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科(総合学科) それぞれの専門学科に、教育内容に応じたさらに細かい学科を設けていることが多い。 例えば、工業科に機械科や電気科などを設置おり、便宜的に大学科、小学科としている。

<学科構成比>

全体の募集定員(募集学級数)に対するそれぞれの大学科の募集定員の割合。

<定通併置校>

定時制課程に通信制課程を併置した高等学校。進路変更により転編入学する生徒や生涯学習の観点から再び入学する社会人など、多様な生徒の学習ニーズに応えることができる。

<中高一貫教育>

従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、中央教育審議会第二次答申(平成9年6月)の提言を受けて、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成10年6月に成立し、平成11年4月より、中高一貫教育を選択的に導入することが可能となった。

中高一貫教育については、生徒や保護者のニーズ等に応じて、設置者が適切に対応できるよう、次の3つの実施形態がある。

- 中等教育学校
 - 一つの学校において一体的に中高一貫教育を行うもの
- 併設型の中学校・高等学校 高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの
- 連携型の中学校・高等学校 既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間 交流等の面で連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの

<単位制高校>

単位制高等学校は、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる高等学校である。

昭和63年度から定時制・通信制課程において導入され、平成5年度からは全日制課程においても設置が可能となっている。

単位制高校の特色としては、

- ・ 自分の学習計画に基づいて、自分の興味、関心等に応じた科目を選択し学習できること。
- ・ 学年の区分がなく、自分のペースで学習に取り組むことができること。

などが挙げられる。

<公私比率>

公立高等学校と私立高等学校の生徒数の比率。本県では、公私協調の立場から、募集 定員の割合について、公私立高等学校連絡協議会を設け、公私比率を決定し、その結果 をそれぞれの募集定員数に反映させている。

<多部制定時制>

定時制課程を置く高等学校で、従来の夜間定時制課程だけではなく、昼間定時制課程 を置いた定時制。午前、午後、夜間と3つに分ける3部制と午後と夜間の2つに分ける2 部制をあわせて多部制という。

近年、定時制・通信制高等学校は、従来からの勤労青少年に加えて、全日制課程からの転・編入学者や不登校経験のある生徒など多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が増えてきています。多様なニーズにこたえることができる。

<通学区域(学区)>

もともとは高等学校教育の普及及びその機会均等を図るため、その所轄の地域を数個の通学区域に分けていたが、その後、法改正を経て、通学区域の設定については、当該高等学校等学校を所管する教育委員会の判断に委ねるとしたことから、通学区域は拡大する傾向にある。

現在、本県では、4つの通学区域があり、普通科高校では、通学区域以外からの入学者数について、20%を上限としている。専門高校及び総合学科については、通学区域による入学制限はない。